

## 東京都板橋区と特定非営利活動法人キッズデザイン協議会との 連携及び協力に関する包括協定

東京都板橋区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人キッズデザイン協議会（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおり連携及び協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による子どもの目線でのユニバーサルデザインを推進することにより、地域ニーズに迅速かつ適切に対応し、地域社会の活性化及び区民サービスの向上を図り、もって持続可能な地域社会の実現につなげていくことを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 子どもの目線でのユニバーサルデザインの普及啓発に関すること。
- (2) 子どもの目線でのユニバーサルデザインに配慮された商品開発の連携・支援に関すること。
- (3) 前2号に関する事業及び広報活動の企画・運営に関すること。
- (4) その他持続可能な地域社会の実現に寄与する取組に関すること。

2 前項各号に定める事項を推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。

3 第1項各号に定める事項を推進するに当たっては、甲及び乙は区民との連携を図るよう努めるものとする。

### （本協定の変更）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙いずれかから解約の申し出がない場合には、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

2 前項本文の規定にかかわらず、甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の30日前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できる。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報（個人情報を当然に含む。）について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の処理)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年6月21日

甲 東京都板橋区板橋二丁目66番1号  
東京都板橋区  
板橋区長

乙 東京都港区虎ノ門三丁目4番10号  
特定非営利活動法人キッズデザイン協議会  
会長